

■ 電子証明書の料金 (タイプ1-A)

		(有効期間 1年30日)	(有効期間 2年30日)
通常料金	会 員	14,700円	26,250円
	一 般	15,750円	29,400円
複数枚割引料金	会 員	—	25,200円
	一 般	—	28,350円
失効・再発行割引料金 (残り有効期間1年以上)	会 員	—	21,000円
	一 般	—	24,150円
失効・再発行割引料金 (残り有効期間半年以上1年未満)	会 員	—	23,100円
	一 般	—	26,250円

(注) 価格は消費税込み。ICカードリーダーライターと電子認証セットCD-ROM(価格12,600円)が必要。



ICカードリーダーライター

■ 電子入札コアシステムの基本的な操作の習得ができます。



「応札者のための電子入札」工事編

商工会議所の「電子入札 操作研修会」に使用している研修テキストです。電子入札コアシステムの基本的な操作の習得ができます。



価格 2,000円
(消費税込み、送料別)

お申し込みは、キャリアック

<http://www.curreac.co.jp/news031106.htm> まで

日本商工会議所では、

一般行政手続用電子証明書 タイプ1-E

行政書士用電子証明書 タイプ1-G

も、発行いたしております。

日本商工会議所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2
TEL: 03-3283-7944 FAX: 0120-215-240
Email: bcs-info@jcci.or.jp

受付時間: 9:30~12:00、13:00~17:30

日本商工会議所

ビジネス認証サービス
タイプ1-A

入札も申告も
ICカードで
簡単・安心!



多くの都道府県や地方自治体が採用し
広く採用が決定している「電子入札コアシステム」
また、国税庁が運営する
「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」に
対応しております。

ビジネス認証 <http://ca.jcci.or.jp/>

電子入札コアシステム、e-Taxに対応した、簡単・安心の「タイプ1-A 電子証明書」ICカード。

電子入札コアシステム及びe-Taxに対応

商工会議所が発行する電子証明書は、国土交通省をはじめ、他の政府機関、多くの都道府県、地方自治体などが採用を決めている「電子入札コアシステム」や国税庁が運営する「国税電子申告・納税システム」に対応しています。

特定認証業務の認定を取得

「電子署名及び認証業務に関する法律」で定められた特定認証業務の認定制度に基づき、国の認定を受けています。



ビジネス認証サービスタイプ1は、平成13年4月1日付で施行された「電子署名及び認証業務に関する法律」で定められた特定認証業務の認定制度に基づき、国の認定を受けております。

安全性の高いICカードに格納

電子入札コアシステムに対応した電子証明書と秘密鍵は安全性の高いICカードに格納しております。

電子入札の手順

1
パソコンとインターネット環境、ソフトウェアを用意

※発注機関にご確認ください。

2
電子証明書の購入

ICカード(電子証明書)の購入

3
電子入札システムへの準備

※発注機関にご確認ください。



ICカード(電子証明書)の有効期限は「1年と30日」と「2年と30日」の2種類があり、ご希望に合わせてお選びいただけます。

公益団体である商工会議所が発行し、サポートする信頼性の高いICカードです。

電子証明書のご購入方法

1 申請書類の請求 ホームページ (<http://ca.jcci.or.jp/>) から申請書類の請求を行ってください。



- 1. 利用責任者(商工会議所との連絡担当者)の情報のご入力**
- ・会社(事業所)で利用責任者を決めてください。
 - ・その方に、事業所に関する書類の作成をしていただきます。
 - ・利用責任者は、利用者と同一人物でも結構です。

- 2. 利用者(電子証明書購入者)の情報のご入力**
- ・利用者は、電子証明書の名義人の方です。
 - ・利用者は、利用責任者と同一人物でも結構です。

送信(申請書類の請求終了)

2 メールアドレスの確認

利用責任者、利用者宛てにメールアドレスの確認のためのメールが届きます。返信をお願いします。

3 申請書類等の準備・作成

利用者の方にご用意いただくもの

- 1) 利用申請書 ※1 ※2 ※3
…認証局(日本商工会議所)よりメールに添付されて届きます。必要事項入力後印刷し、署名・捺印をお願いします。また、入力された利用申請書をFDに保存して提出してください。
- 2) 住民票の写し(外国人の場合には登録原票記載事項証明書)
- 3) 印鑑登録証明書
…2)、3)は認証局(日本商工会議所)に届いた時点で発行日から3ヶ月以内のものをご用意ください。

利用責任者の方にご用意いただくもの

- 1) 事業所等登録申請書 ※1 ※3
- 2) 社員等所属証明書(法人で代表者以外の方が購入する場合)
…1)、2)は認証局よりメールに添付されて届きます。必要事項入力後印刷し、捺印をお願いします。また、入力された事業所等登録申請書をFDに保存して提出してください。
- 3) 登記簿謄本(登記のある場合)
- 4) 印鑑証明書(法人の場合)
…3)、4)は認証局(日本商工会議所)に届いた時点で発行日から3ヶ月以内のものをご用意ください。
- 5) ご利用料金分の郵便為替
…認証局よりメールに添付されて請求書が届きます。

※1 利用申請書の「住所」や事業所等登録申請書の「商号」「登記所在地」欄にご入力いただく場合、住民票の写しや登記簿謄本に記載のとおりにご入力ください。一語一句同じである必要があります。

※2 利用申請書の「自筆署名」は、住民票の写しに記載されている文字のとおり署名してください。

※3 利用申請書・事業所等登録申請書の同意欄の□にチェック印「レ」をつけられていますか? ご確認ください。

注意 お申込みにあたっては、認証局からメールに添付されてお送りする書類をご精読・ご理解のうえお申込みください。書類不備の場合、再提出が必要になります。

4 申請書類の提出

- ・商工会議所へ持参いただくか、認証局(日本商工会議所)に一般書留で郵送してください。
- ・申請書類は審査をし、書類の不備、不足、誤記入がなければ2~3週間程度で電子証明書を発行いたします。

5 電子証明書等の送付

ICカード……本人限定受取郵便により住民票の写しに記載の住所にお送りいたします。郵便局からの通知を持参し、郵便局でお受けください。

ICカードリーダーライタと電子認証セットCD-ROM……利用責任者に郵送いたします。

6 電子認証セットのインストールと証明書の登録

電子認証セットCD-ROM内の「電子認証セットインストール手順書」を参照して、インストールしてください。電子証明書を登録し、終了後、記載内容の確認をお願いします。

7 受領確認はがきの投函

電子証明書記載内容確認後、同封されている受領確認はがきに利用者の自筆署名・実印による押印の上、ご返送ください。ICカードが発送されてから30日経過しても受領確認はがきが認証局に届かない場合には、電子証明書の失効処理をさせていただきます。ご迷惑がございませんよう、ご注意ください。

上記のご購入方法について、ご不明な点がございましたらご連絡ください。